

# 平成25年第2回東大和市議会建設環境委員会記録

平成25年3月13日（水曜日）

## 出席委員（7名）

委員長	二宮由子君	副委員長	押本修君
委員	森田真一君	委員	関野杜成君
委員	根岸聡彦君	委員	尾崎信夫君
委員	床鍋義博君		

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（なし）

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	下村和郎君	主事	櫻井直子君
主事	吉川和宏君		

## 出席説明員（6名）

副市長	小島昇公君	環境部長	市川三紀男君
都市建設部長	並木俊則君	環境課長	町田誠二君
都市計画課長	内藤峰雄君	土木課長	木村哲夫君

## 会議に付した案件

- (1) 第33号議案 市道路線の一部廃止について
- (2) 第10号議案 東大和市道路の構造の技術的基準に関する条例
- (3) 第11号議案 東大和市道路の移動等円滑化の基準に関する条例
- (4) 第12号議案 東大和市道路標識の寸法に関する条例
- (5) 第13号議案 東大和市都市公園の移動等円滑化の基準に関する条例
- (6) 25第1号陳情 東大和市耐震改修促進計画の助成対象拡充を求める陳情

午前 9時35分 開議

○委員長（二宮由子君） ただいまから平成25年第2回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

---

○委員長（二宮由子君） 初めに、第33号議案 市道路線の一部廃止について、本案を議題に供します。  
お諮りいたします。

本案につきましては、これより現地視察を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

それでは、これより現地視察を行います。

〔 現地視察 〕

○委員長（二宮由子君） 現地視察により路線の状況を確認いたしましたので、これより審査を行います。

本案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（二宮由子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（二宮由子君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第33号議案 市道路線の一部廃止について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決めます。

---

○委員長（二宮由子君） 次に、第10号議案 東大和市道路の構造の技術的基準に関する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（森田真一君） それでは、お伺いします。

これは、説明にもありましたとおり、道路構造令を条例化するというで伺っているんですが、内容について全体としては私も一応目は通したつもりなんですが、全体としては今までの法律をそのまま条例に移しかえた、部分的には数値でいうと少し改善も見られるのかなというふうに思うんですが、そういう理解をしてよろしいかどうかということをお伺いしたいと思います。

○土木課長（木村哲夫君） 今、御質問者のほうからございましたとおり、基本的には国のほうの道路構造令を基本としておりますが、国の基本に対しまして、地域、東大和市の実情を踏まえた中で、例えば歩道の幅員で

すとか、そういうところで緩和と申しませうか、基本のメートル数を設定しまして、それに拡幅とか設置ができない場合もございますので、緩める、緩和している部分と、最大広い分には、歩道関係は今自転車等の関係もございまして好ましいということで、広い部分につきましても3.5メートル以上ですとかという表現にしまして、ある程度の柔軟性を持たせた条例としております。

以上でございます。

○委員（森田真一君）　ということは、例えば歩道なんかの場合、狭い道でも交通量等で必要性があれば、歩道の設置などは逆に可能になるということによろしいのでしょうか。

○土木課長（木村哲夫君）　歩道につきましても基本的には2メートル、2.0メートルを標準としておりますが、どうしても歩道を設置するに当たりまして2メートルの設置が困難という場合は、例えば1.5メートルですとか1メートルの歩道関係もできるということで、また今までありましたような歩道の形態にしましても、マウンドアップ、まあ車道より一段高いような形態でなくても、ポール等で歩車道を区切るというような形態も可能というふうな条例としております。

以上でございます。

○委員長（二宮由子君）　質疑を終了して御異議ございませんか。

○委員（関野杜成君）　すみません、1点だけちょっとわからないんですけど、25条のところ、歩道2%から1%というふうに書いてあるんですが、これによって何が変わるのか、またこれは何なのか教えてください。

○土木課長（木村哲夫君）　歩道の勾配でございますが、今現在2%を標準としておりますが、これ舗装的には通常の透水性ではない歩道の形態でございます——といいますのは、雨水が、歩道上に降った雨水が車道側へ流れるためにはやはり2%ぐらいの勾配が必要であろうということでございますが、基本的には1%にして、この1%の勾配の場合は透水性の舗装、インターロッキングですとか、透水性のインターロッキングですとか、透水性の舗装にして、雨水等の処理が歩道内できるといふことにすれば勾配が緩やかになりますので、車椅子の方とか体に障害のある方の通行にはそのほうが優しいというんでしょうか、通行しやすくなるだろうということの設定しております。

以上でございます。

○委員長（二宮由子君）　質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君）　御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（二宮由子君）　討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君）　御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第10号議案 東大和市道路の構造の技術的基準に関する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君）　御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○委員長（二宮由子君） 次に、第11号議案 東大和市道路の移動等円滑化の基準に関する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（森田真一君） ここでは9条2項になると思うんですが、横断歩道の接続する歩道部分のところなんですが、段差について2センチメートルを標準とすとなっています。それで、これにつきましては障害者の方、特に車椅子の方なんかでは2センチあると段差に車輪が衝突して転落事故を起こすというようなケースなんか結構全国でありまして、いろいろ問題になっているところではあるんですが、一方で、視覚障害者の方が全く段差がないと、どこが道だかよくわからないということで、言ってみれば利害が相反するような場面もこれまでは言われていました。

今回、このように2センチメートルを標準としてということは、一定弾力的に取り扱うということになるんだと思うんですが、実際どのように考えられているかというところをお聞かせください。

○土木課長（木村哲夫君） 今、森田委員のほうから御質問あった内容でございますが、やはり段差は2センチメートルをあくまでも標準とはしますが、場合によりましては、この歩道の段差をゼロ、まるっきりなくしてしまうという場合も考えられるかと思えます。車椅子等の方につきましては段差はほとんどないほうが通行しやすいということでございますが、目のほうに障害を持たれる方は、つえ等で点字ブロック等を歩いてくる際には、やはり1センチ以上の段差があったほうがわかりやすいという場合もございますので、車椅子の方の通行の多い、例えば東大和市の駅前ですとか交差点等によりましては、2センチメートルの段差があったほうがいい箇所、まるっきりないところがよろしいと思われる箇所、1センチぐらいの段差があったほうがいいのかという箇所等があると思えますので、その辺はその下に書いてありますような、利用者の意見等を踏まえた中で、おのおの場所ごとに設定していきたいというふうに考えているものでございます。

以上です。

○委員長（二宮由子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（二宮由子君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第11号議案 東大和市道路の移動等円滑化の基準に関する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○委員長（二宮由子君） 次に、第12号議案 東大和市道路標識の寸法に関する条例、本案を議題に供します。  
本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（二宮由子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。  
討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（二宮由子君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第12号議案 東大和市道路標識の寸法に関する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。  
ここで、説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

---

午前10時12分 開議

○委員長（二宮由子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○委員長（二宮由子君） 次に、第13号議案 東大和市都市公園の移動等円滑化の基準に関する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（森田真一君） 6条の、便所のところについて伺います。

私、この条文を見るに当たって、東京都の福祉のまちづくりガイドラインを一応参考にさせていただいたんですけども、この中でちょっと1点気になったのが、車椅子の方がトイレを使用する際に、便房の全体のサイズですとかについては記述があるんですが、実際に車椅子の方とお手洗いに入ったときに、便器の部屋の中の位置関係といったらいいんですか、一番奥の壁からどれぐらい便座が離れているのかとか、便座の大きさだとか、こういった細かいところで結構ばらつきがあるということがわかりまして、場合によっては、障害によっては、うまく入れるところ、入れないところみたいなことがあらわれるんですが、ガイドライン等では、実際に施工するときといったらいいんですか、そういうときにどのような基準をもとにそれを設計しているのかということがもしあれば、教えてください。

○環境課長（町田誠二君） 福祉のまちづくり指針の中では整備基準というのがございまして、その中にトイレ

の記述があります。その中では、先ほど委員がおっしゃられたように、全体の大きさ、例えば200センチ以上掛ける200センチ以上というふうな基準はあるんですが、要するに2メートル・2メートルということですね、そのほかトイレの車椅子の距離なんかについては、例えば正面からアプローチするのに配慮する場合は120センチ程度のスペースを確保する必要がある等、あくまでも一例として掲げてありますので、その具体的なところは配慮したという形で設計等する形になると思います。

以上でございます。

○委員（森田真一君） そうしますと、実際に例えば上仲原公園だとか市が管理しているような公園で、今後こういうような新しいトイレをつくる場合なんかだと、利用が想定されるような障害者の方たちですとか、団体の方たちなんかにも、一定相談というか、御意見を伺いながらつくっていただけてというようなことを期待してよろしいんでしょうか。

○環境課長（町田誠二君） 今後、上仲原等については、改修する場合についてはそういうことも想定されます。以上でございます。

○委員長（二宮由子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（二宮由子君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第13号議案 東大和市都市公園の移動等円滑化の基準に関する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないもの認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

---

午前10時16分 開議

○委員長（二宮由子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○委員長（二宮由子君） 次に、25第1号陳情 東大和市耐震改修促進計画の助成対象拡充を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 朗読いたします。

25第1号陳情 東大和市耐震改修促進計画の助成対象拡充を求める陳情

○委員長（二宮由子君） 朗読が終わりました。

それでは、質疑を行います。

○委員（森田真一君） お伺いします。

まず、1番についてなんですけれども、市内マンションの実態調査を実施してくださいとありますが、実は私も昨日気がついたもので、余り深く研究してないんですけども、マンション実態調査、東京都が行っていて、その発表がされています。これについては各市町村別に発表もされていますので、その資料が市のほうにはまず伝わっているのかどうかというのを教えてください。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 東京都は3月4日に、昨年8月1日現在で、分譲マンション、賃貸マンション、両方ですね、都内実態調査を行ったという内容の公表を行いました。その内容につきましては、それぞれの自治体でその自治体の分については閲覧ができるようなシステムをとっておりまして、その内容について市で把握しているところでございます。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） 2番のほうなんですけど、これ行った場合、そうすると市のほうの予算とかはかかたりするのか、かかる場合はどの程度かかるのか、都だけの予算でいけるのかを教えてください。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 補助制度の内容の定め方にもよると思いますけれども、既に行っている市を参考にいたしますと、上限を設けていたり、耐震診断の東京都の助成事業につきまして、補助対象の限度額といったものもございまして、それは床面積に応じた基準が出てまいります。その丸々とか、または他市の例でいきますと、上限を50万円にしたり上限を100万円にしたりといったようなことがございまして、制度の立ち上げ方によって違ってくるといった状況にございます。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） 市内に戸数としてどれくらいあるのかというのは把握はしておりますか。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 先ほど、森田委員からは東京都の調査の現状についての御質問がございました。今、関野委員から、実態の把握ということでございまして、東大和市でも平成13年度に分譲マンションについての実態調査を行っております。そういったデータと今回東京都から公表されたデータを突き合わせて集計いたしますと、旧耐震基準のマンションにつきましては市内には33棟ございます。戸数にいたしまして1,218戸という数字でございます。戸数については東京都と多少の違いが出てきますけれども、そんな大きな差はないといった現状でございます。

以上でございます。

○委員長（二宮由子君） ほかに質疑はございますか。

○委員（森田真一君） 今の33棟っておっしゃいました。これは賃貸だけじゃないんですか。分譲で15棟、賃貸で33棟となっていたような気がしたんですけど、間違えましたかね。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 東京都の概要によりますと、旧耐震のマンションにつきまして、分譲マンション、都内では1万1,892棟ございますが、東大和市では33棟です。それから、賃貸のほうにつきましては、全体で1万2,802棟ございますが、東大和市内では15棟というデータが出ております。

以上でございます。

○委員長（二宮由子君） ほかに質疑はございますか。

○委員（森田真一君） それでは、助成のありようについてお伺いしたいと思います。

東京都では、この耐震改修の支援のメニューを幾つもつくっていますけれども、一番最初に、私はこれはいい

など思ったのが、耐震改修のアドバイザーの派遣制度がありましたよね。これは東京都の補助事業でもありませんので、本来であれば、都民としてこの制度を使いたいと思ったときに、市がその制度を取り入れていないと利用ができないという関係になるかと思うんですけども、これについて不平等と言ったらいいんですか、自分たちのマンションは自分たちで安全なものにしたいと思ったときに、一番最初に取りかかりになる制度は使えないという関係になるかと思うんですけども、この点ではいかがでしょうか。

○都市計画課長（内藤峰雄君） ただいま森田委員から御質問ありました耐震アドバイザー派遣事業につきましてでございますが、東京都のこの補助の制度全体が、区市でこの事業を行っている場合に都も補助する、それに伴いまして国費の助成もあるといったような制度設計になっておりまして、それは市が事業を行わなければ、やはりそういった助成を受けられないといったような制度の仕組みになっております。

ただいまアドバイザー派遣事業についての御質問ございましたが、大体のところ耐震診断の助成を行っているような市が、セットとして行っているといったようなことがございます。そういったようなことから、今後もし実行していくことであれば検討の対象かなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（森田真一君） この東京都が3月に発表した調査結果のアンケートなんかを見ましても、マンション、これはどこでもそうなんですけども、住民間で耐震改修を、診断改修をしていこうという合意形成をすること自体が非常にそもそも困難性を持っているんだということが言われています。特に、その一番大きい理由はお金の問題ということになるわけなんですけども、それにしてもそういったもろもろの合意形成をしていくには非常に時間がかかるという関係がありますので、これは戸建ての住宅への耐震診断、改修なんか、より以上に早く、どっちが優先ということじゃないんですけど、より時間を必要としますから、いち早くこういった助成の制度が欲しい、せめてこういったアドバイザーの制度だけでも早期に導入をして、住民間で合意形成を進めていく必要があるだろうということを思いました。

そういった意味からいいますと、この陳情での御要望というのは本当にもっともだなというふうに考えます。これは意見になってしまいますが。

○委員長（二宮由子君） ほかに質疑ございますか。

○委員（押本 修君） 当市では、ここで学校の耐震が終わって、それから体育館、学校関係の耐震が終わってきました。それで、今後、その他の公共の建物の耐震ということに手をかけていくということなんですけども、具体的に公共施設の耐震化、それから今ここにあります耐震改修促進計画について、今後の予定ですね、どんな形で進めていくのか、その辺ちょっとお願いいたします。

○都市建設部長（並木俊則君） 東大和市の耐震の促進の考えでございますけれど、押本委員おっしゃるように、今まで小学校、中学校の校舎及び屋内体育館等を優先的に耐震化を進めるという施策のもと、そちらを中心にやってきました。また、公共建築物につきましては、ここで本庁舎の耐震診断あるいは中央公民館の耐震診断を24年度に行いまして、25年度にそれぞれの対応をしていくというような状況でございます。

私どもの東大和市の耐震の促進計画の中にもございますが、木造住宅の耐震化につきまして助成制度を現在設けてございます。木造住宅の促進をまず努めるというところで助成制度、それと今申し上げました公共建築物の耐震化をなるべく早く早期に実現したいということで、目標年度を平成27年度というふうなことで計画では持っております。そのような状況を勘案した中で、今後の他の耐震の施策を検討してまいりたいというのが現在の状況でございます。

以上でございます。

○委員長（二宮由子君） ほかに質疑ございますか。

○委員（森田真一君） 何か個別の助成制度の話にこだわっちゃって、一例で言っていますので申しわけないんですけど、先ほど申し上げたアドバイザー制度なんでいうと、これは1回の補助が5万円、10回の相談ができるんで、都合50万円が限度額、さっき内藤課長がおっしゃった50万円という数字がこれだと思うんですけども、これは対象が分譲マンションということになっていますので、先ほどの15棟ということというのと、わずか750万円ぐらしかかからないという内容になりますので、そういったことからいうと、東大和の今の財政事情で全くできないという制度では決してないと思うんですね。

木造耐震改修診断の助成についても、これは本当は大いにどんどん利用されればいいことなんですけども、実際のところという、年に1棟、2棟というペースで進んでいるわけですから、それとの関係でいったら、丸々この制度をつくったから、抱え込め切れないほどのお金がかかるという状況では決してないと思うんです。むしろ、小さく産んで時間をなると稼いで、この制度を利用してもらいながら、マンション居住者の意識の啓発に努めていくということが望ましいんじゃないかと思うんですが、この金額の概算について私申し上げましたけど、これについてはいかがでしょうか。

○都市建設部長（並木俊則君） 先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、今森田委員のほうでおっしゃいます耐震アドバイザー派遣事業、これ分譲マンションの都の調査でも私ども市の調査でも、33棟というのが耐震が必要じゃないかという棟数に数えられておりますが、その中で耐震の取っかかりについては、やはりアドバイザーの派遣事業あるいは耐震診断というところで、耐震に向けてというのが最初の段階だというふうに思っております。

金額的にはいろいろな助成の考え方あると思いますが、先ほど申し上げましたように、東大和市の耐震促進計画の中で今おっしゃられたような事業については検討していくということで市のほうは項目立てしております。その中で、先ほども申し上げましたが、木造の耐震化あるいは公共建築物の耐震化、そのような推進の状況を見た中で検討するというふうな計画を持っておりますので、これを今後見ていく中で、このようなマンションの耐震アドバイザー派遣事業等を検討に入っていくというような状況でございますので、今後、施策の方向性を含めまして耐震については検討するという状況になっております。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 今の御答弁の中で、計画的に優先順位をつけるという話だと思うんですね。その中で、公共耐震に関しては27年度ということをめどにということなんですけども、それが終わってからにするのか、状況を見ながらということだと、そうではなくてそれをやりながら並行してやることも可能かということをお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○都市建設部長（並木俊則君） 耐震化は、先ほどもちょっと触れましたが、耐震診断を行い、その結果によりまして、耐震設計に入って耐震化というふうな手順になります。そういった中で、公共建築物につきましては、中央公民館の耐震診断が24年度に終了した中で、耐震が必要だという結果が出ておりますので、平成25年度、中央公民館の耐震の設計に入るというような状況が今つくられております。

それと、本庁舎、この庁舎につきましては、現在、耐震診断を平成24年度行ってまして、結果が3月末に出るというような中で、今後、平成25年度にその結果をもとにどういうふうな耐震をするのか、あるいはしなくて済むのかというのを検討するような状況になっています。そういった状況でございますので、そういった

ものを見ながら、目標としています公共建築物の耐震化の終了を平成27年度と設定してございますので、それが終わってからとか同時にとかというのは、それも含めまして今後検討するというような状況で、現段階では終了してからとか同時進行とかというのは、まだ今後の検討の中で調整していくような内容だというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（二宮由子君） ほかに質疑ございますか。

○委員（押本 修君） この際、動議を提出いたします。

25第1号陳情 東大和市耐震改修促進計画の助成対象拡充を求める陳情につきましては、質疑を終了、討論を省略し、趣旨採択として、直ちに採決されることを望みます。委員長において、よろしくお取り計らいのほど、お願いいたします。

○委員長（二宮由子君） 暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

---

午前10時41分 開議

○委員長（二宮由子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま押本 修委員から、質疑を終了、討論を省略し、趣旨採択として、直ちに採決されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

25第1号陳情 東大和市耐震改修促進計画の助成対象拡充を求める陳情、本件を趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

---

○委員長（二宮由子君） これをもって、平成25年第2回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。

午前10時41分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 二 宮 由 子